



7月10日は投票に行こう！

**いま問われているのは
「憲法改正を許すのか」
もう国民は騙されない**

今回の参議院選挙の最大の争点は、「憲法改正を許すのかどうか」。
24日のマスコミ各社は一斉に世論調査結果を発表しました。改憲4政党3分の2をうかがう。安倍首相は、過去3回の国政選挙で「まずは、経済、まずはアベノミクスだ」と言って戦い、選挙が終われば特定秘密保護法を通し、集団的自衛権行使の閣議決定を行い、安保法制を強行採決しました。
今回は、騙される訳には行きません。

りと読み取れます。
今回の参議院選挙では、安保関連法廃止はもちろん、その先にある3大原則を崩す憲法改正の是非が問われています。
アベノミクス破たんの是非をもう一つの争点は、安倍首相が支持率維持の手法として用いた「アベノミクス」の破たんの実態を明らかにすることです。「雇用は回復している」「賃金は上昇している」「株価は上がっている」「企業は過去最高の利益を上げている」など、安倍首相の口からは、アベノミクスは確実に成果を上げているということが盛んに宣伝されています。

高知県労連
選挙号外 (部内資料)
発行：高知県労連書記局
住所：高知市丸ノ内2-1-10
〒780-0850 高知城ホール3階
TEL)088-872-3406
[FAX]088-822-7969

憲法改正に向けた実績作り
昨年9月に強行された安保関連法は、これまでの憲法解釈を変更し、実質的に憲法9条を変質させてしまいました。憲法9条に違反する「集団的自衛権」を憲法解釈で認め、仕上げとして明文改憲を行うというのが安倍首相のシナリオです。祖父も成し遂げられなかつ

た憲法改正を自分が成し遂げることを最大の目標としています。アベノミクスはそのための「フオーマンズ」ではなく、「憲法改正のための憲法改正」に執念を燃やしています。
憲法3大原則を無くすこと
日本国憲法の3大原則は「国民主権、基本的的人権、平和主義」です。日本政府が暴走し、戦争へと突き進んだ、その中で反対する者を弾圧し、処罰してきた過去を反省し、国の暴走を食い止め、国民が主人公の憲法を制定しました。
自民党の改憲草案を見ると、この3大原則を書き換え、一人一人の個人より、国家が優先される日本にしていくという思惑がありあ

りと読み取れます。
今回の参議院選挙では、安保関連法廃止はもちろん、その先にある3大原則を崩す憲法改正の是非が問われています。
アベノミクス破たんの是非をもう一つの争点は、安倍首相が支持率維持の手法として用いた「アベノミクス」の破たんの実態を明らかにすることです。「雇用は回復している」「賃金は上昇している」「株価は上がっている」「企業は過去最高の利益を上げている」など、安倍首相の口からは、アベノミクスは確実に成果を上げているということが盛んに宣伝されています。

アベノミクスがもたらした実績

企業の利益は労働者にまったく反映されていない

企業	企業業績	20兆	⇒	33兆
	東証1部上場企業の営業利益	5,000億円 (13年3月期)	⇒	5,510億円 (16年3月期)
	有効求人倍率 (高知)	0.63 (正規0.30) 求職者数18,092人 (12年平均)	⇒	0.98 (正規0.50) 求職者数14,445人 (15年平均)
暮らし	人口の社会減	2,425人(2015年度)		
	消費者物価指数 生鮮食品除く 2010年=100	99.7	⇒	103.2
	実質賃金指数 2010年=100	99.2	⇒	94.6 減少!
	消費水準指数 2010年=100 2人以上の世帯	98.8	⇒	95.3 減少!
	国と地方の借金	932兆円 (12年度末)	⇒	1062兆円 (16年度末)

を利用した租税回避問題に対する態度の曖昧さも、大企業を優遇し税収は国民から吸い上げるといふ政策が露骨に反映されています。
政治は国民を離さない
今、国民には政治の不信感から来る無関心が広がっています。「どうせ変わらない」「関係ない」という思いです。しかし、国民が政治をいくから見放しても、政治は国民を手放すことは決してありません。むしろ、無関心な国民の生活を踏み台として、さらなる大企業や資産家、アメリカへの優遇政策を強めていきます。私たち国民は、政治に対して主権者として権利を行使

し、政治を私たちの手に取り戻すことが必要です。
7月10日の参議院選挙は、その第一歩であり、最大のチャンスです。憲法が改悪されれば、私たちは声を上げることさえ出来なくなるかもしれません。
まずは、政治について意思を示しましょう。今の政治についておおいに議論をしましょう。政治の話がタブーになつていっている日本の現状は、先進国の中でも異常な状態です。「選挙に行こう」を周りにも広げ、政治の主権者を増やしていくことが求められています。

選挙に行こう！

期日前投票を活用しよう

6月22日、参議院選挙の公示が行われました。まずは投票行動で意思をしましょう。7月10日に投票に行けなくても、期日前投票や不在者投票で意思表示は可能です。手続きも簡単になっていますので、地域の期日前投票所を確認してみましょう。政治に主権者として関わっていきましょう。

投票に行こう

参議院選挙の投票の仕方

1回目 選挙区選挙



候補者名
を書く

2回目 比例代表選挙



政党名
または
候補者名
を書く

7月10日に投票に行けない人は 期日前投票

公示の前日時点で、今お住いのところに3か月以上住民票があれば、お住いの市町村で投票ができます。

【期間】 公示翌日から選挙期日の前日まで。
午前8:30～午後8:00

※市町村によって異なりますので、市町村選管にお問い合わせください。

【場所】 市町村役場や出張所などでできます。
※口頭で本人確認が求められます。

不在者投票も活用しよう

今年3月に住民票を移している場合は、以前お住いの市町村の選挙人名簿に登録されている場合があります。そのときは「不在者投票」しましょう。

インターネットによる選挙運動

選挙期間中、特定の候補者・政党への投票の呼びかけができます



情報発信方法	政党	候補者	有権者
HP、ブログなどウェブサイト	○	○	○
ツイッター、フェイスブック、LINEなど	○	○	○
ユーチューブ、ニコニコ動画など動画共有サービス	○	○	○
電子メール	△	△	×
ウェブサイトや選挙運動電子メールに掲載・添付された選挙運動ビラ・ポスターを紙に印刷して配布	×	×	×

インターネットの活用で

積極的に意見を広げよう

公職選挙法の改正によって、ネット選挙(インターネットによる選挙運動)が可能となりました。しかし、個人としてどこまでの運動が可能かという点はまだまだ知られていませんし、電子メールはダメだがSNSではできる、などあいまいな点もあります。右表は有権者が出来るインターネットによる選挙運動についてまとめています。

「県民連合」をシェア・拡散しよう
18歳選挙の解禁によって、よりインターネットを使った情報提供の需要は高まっています。今回の参議院選挙では、①県民連合のHPを知り合いに知らせる、②県民連合取り組みをシェア・拡散する、③大西聡さんのフェイスブック

クをシェアしたり、「いいね」をする、などさまざまな方法で参議院選挙のことや県民連合、大西聡さんを知らせていきましょう。
先の衆議院選挙では、4000万人以上が投票行動を起していません。そういった国民の1票1票が政治という大きな山を動かす力になつていきます。

拡散させよう！
県民連合HP
↓↓↓↓↓

